

令和5年度

第4回加東市農業委員会総会（定例会）議事録

1. 開催日時 令和5年7月21日（金）午後3時00分～午後4時30分
2. 開催場所 加東市役所3階301・302会議室
3. 出席職員 事務局長 土肥 彰浩 事務局次長 藤本 弘子
主事 西角 洋人 主事 川邊 錬
4. 出席委員 1)井上 弘 2)柴崎 彰孝 3)國井 久明 4)大橋 徹
6)長谷川 均 7)内藤 秀幸 9)太田 隆之 10)森本 善明
11)山本 昭雄 12)岩崎 一彦 13)臼井 正 14)中山 喜作
15)岸本 光
(7)西嶋 芳幸 (8)神田 俊平 (9)藤川 和義
5. 欠席委員 5)谷口 高史 8)南 和夫
6. 議事録署名委員 2)柴崎 彰孝 4)大橋 徹
7. 現地確認 5)谷口 高史 6)長谷川 均
(4)高橋 強 (5)藤原 孝治 (6)末廣 信久
8. 会議に附したる議案等
 - 1) 開 会
 - 2) 会長挨拶
 - 3) 議事録署名委員の指名
 - 4) 議 事

第19号議案	営農型発電設備の設置に係る許可について	3件
第20号議案	農地法第3条の規定による許可について	4件
第21号議案	農地法第5条の規定による許可について	1件
第22号議案	非農地証明願いの承認について	2件
第23号議案	「加東農業振興地域整備計画」の変更（一般管理）に対する意見について	4件
第24号議案	農用地利用集積計画の決定について	2件
 - 5) 報 告

報告第6号	市街化区域内の農地法第4条の届出について	1件
報告第7号	市街化区域内の農地法第5条の届出について	1件
報告第8号	農地の貸借の合意解約通知について	1件
 - 6) その他
 - 7) 閉 会

局 長	ただいまから、令和5年度第4回加東市農業委員会総会7月定例会を開催いたします。 本日の出席委員は15名の内、13名で過半数に達しており、加東市農業委員会総会会議規則第9条の規定によりこの会議が成立しましたことを報告いたします。 本日出席の農地利用最適化推進委員は、高橋委員、藤原委員、末廣委員でございます。 また、本日は第19号議案について先日の委員会で委員から出された疑義について、事務局から申請者に照会したことに対する回答等をしていただくため、申請者である***様にお越しいただいています。また、代理人の***様にはWeb会議にて参加していただいております。 それでは、開会にあたりまして國井会長よりご挨拶を申し上げます。
会 長	～会長挨拶～
議 長	それではただいまから、令和5年度第4回総会7月定例会を開催いたします。 本日の現地調査をしていただきました、長谷川委員さん、高橋推進委員さん、藤原推進委員さん、末廣推進委員さんありがとうございます。のちほど報告をよろしく願いいたします。 また、申請者の***さん、***さん、本日はご出席ありがとうございます。のちほど、説明をお願いします。 本日の議事録署名委員に2番の柴崎委員さんと、4番の大橋委員さんを指名しますので、よろしく願いいたします。 それでは、議案の審議に入ります。 第19号議案「営農型発電設備の設置に係る許可について」を議題とします。議案の朗読をお願いします。
事務局	～第19号議案を朗読～
議 長	続いて、内容説明をお願いします。
事務局	番号1は3条使用貸借権、番号2は3条地上権、番号3は5条使用貸借権（一時転用）の設定がそれぞれ申請されており、営農型発電設備の支柱の設置面積は合計1.87㎡です。 別添資料のP1に申請地位置図、P2～3に土地利用計画図、P4～7に経営改善計画認定書、P8に営農計画書及び影響見込書等を付けています。 P11については、「利用する農業機械」の欄を追記済みです。

	P14 は「下部の農地における営農」欄の単収見込みを修正しました。 P30 からは令和 5 年 3 月に許可された***圃場の状況写真で、***市の圃場の写真も併せて出しています。 本日、ただいまから事務局の方で用意させていただいた申請者からの回答の資料をもとに***様より営農型発電設備のキクラゲ栽培の取り組みについてご説明をしていただきますのでよろしくお願いいたします。
申請者	初めまして、***と申します。たくさんのご質問をいただいていますので、本日はどうぞよろしくお願いします。
事務局	それでは、***様からこちらの回答書の順に沿って説明をお願いします。
申請者	それでは質問番号 1-1 の、キクラゲを栽培するなら太陽光発電を設置せず栽培をする方が収益は上がるのではないかという件です。 キクラゲ栽培は、太陽光発電の下でなくても収益は上がりますが、今回の買い取り契約は、再生可能エネルギーの設備の下で作ったキクラゲを買い取るという契約になっています。 私たちの顧客にはビーガン（完全菜食主義）という方がいて、この方々は動物性食品を食べません。食べられないのではなくて食べない人たちです。世界的に富裕層を中心にビーガンが流行しています。いわゆるセレブという方々の食文化です。 このビーガンの方が食べる代替卵を 5 年前に***の食品イベントで食べましたが、見た目は卵ですが卵の味が全くしません。今回、***という会社と活動しています。旨味成分にグアニル酸というアミノ酸があり、干しシイタケもグアニル酸が出ますが、干しシイタケは干しシイタケそのままの味です。私たちはキクラゲから出るグアニル酸を卵の味付けに使っています。ビーガンという方々のためにキクラゲで味の素を作っているようなものですが、そこにエシカルという要素も加わります。 例えば、グラスフェッドという牛のミルクやバターがあります。穀物をたくさん食べさせて肥育した牛のミルクは、実は価値が低い。酪農に対する補助金が削減され経営が厳しい時代ですが、天然で生えている緑の牧草を食べている牛のミルクはグラスフェッドという規格になり、高価になるわけです。 ***が求めているのは、おいしいビーガンエッグを食べたいという顧客層に向けて発信する商品です。業界トップ水準の彼らは、ストレスのかかってない材料から卵を作ってほしいと要望しています。私はその会社と独占契約を結んで活動しています。ですから、太陽光パネルの下で栽培しないとイケないのです。普通のビニールハウスで集中的に栽培すると、契約は破綻します。

申請者	もし、シイタケやキクラゲの菌床栽培をしている方がいたら、5 年先もその事業を続けたいという人はいないと思います。かなりしんどいからです。今の菌床栽培は、労力に見合った金額にならない。今回の申請は労力に見合った利益を上げるためのビジネスでもあるので、ぜひやらせていただきたい。 次に、1-2 の、高さが十分ではないのではないかとという質問です。 私は身長***、体重***、元***県代表で国体にも出た格闘技選手ですが、不自由なく作業できています。仕事として作業するには十分な高さだと思います。むしろあまり高くすると日影が少なくなってしまうので、できればあまり高くない方が良いと思います。 次に、1-3 の通常栽培の量に関しては、栽培量はおそらく私のやり方の方が多くなると思います。 徳島県の事例が基準値になっていると思うのですが、一般的に菌床には種類がたくさんあります。キクラゲの菌床は 1 kg のタイプだと 800 g 取れば良いほうですが、私のやり方なら 1 kg の菌床から 1 kg 取れる確信があります。 理由は、設備内で作ってないからです。夜には暗くなり、朝は気温が下がり、昼には暖かくなり少し木漏れ日が入るという環境が、キクラゲにとっては自然なのです。自然の環境の方が人工の環境よりも育ちがいいので、1 kg から 1 kg 取ることができます。 次に、1-4 のキクラゲを農地全面で栽培しない理由ですが、これは太陽光パネルの下で作りたいからです。太陽光パネルが農地全面を覆っているという事例をあまり見たことがないのですが、発電設備の構造に合わせて菌床を設置しています。太陽光パネルの影というのは自然の木漏れ日と同じ 2,000 ルクスから 6,000 ルクスくらいです。屋外だと約 78,000 から 82,000 ルクスくらいあり、その 10 分の 1 の光で作りたいので、太陽光パネルの下が最適と考えています。 次に、1-5 の防草シートについては、設置する、しないは地域のルールなどがあると思います。場所によっても違いますし、防草シートを敷くと逆に雨水が大量に流れ出すこともあります。敷いた方が良ければ敷きます。 草刈りは、ラジコンの草刈り機を使っています。20 年以上管理していく中で、何が適切かというのは地域のルールに寄り添ってやるべきだと思います。 次に、2-1 のトンネルマルチが 1 列、2 列という件については、2,000 から 6,000 ルクスという光の中で作りたいのですが、太陽光パネルの下ぎりぎりのところは、先ほどの光の数値になりません。もう少し影の中心部分で育てないといけないのに、パネルの端の真下から始まるマルチを張っても光が到達しすぎてしまい、2 列にしても菌床を中心部分に寄せることになるだけなので無駄です。マルチの費用も増えることを考えると、1 列の方が合理的です。 2-2 に関しては、キクラゲは意外と二酸化炭素に弱く、死ぬことはあまりないのですが、傘を開かなくなります。子実体が原基から開か
------------	---

申請者	ずにサンゴ状になってしまい、売りものになりません。きれいに開くための目安は、二酸化炭素濃度 1,000ppm 以下です。 私自身も測定器を持って圃場をよく歩きます。地面に置いて、どのくらいの二酸化炭素濃度になっているのか調べています。菌床は、今のところ 1m くらい離して置く方が良いということが、経験上、数値を積み重ねて分かっています。 4 ページに、良くない事例を出しています。オレンジ色の箱の中の約 8 割以上がサンゴ状になってしまっているのですが、傘が開ききっていない状態でこういう状態になると、結果的に全部廃棄することになるので、無駄がないように作りたいと考えています。 2-3 の空きスペースの使い方については、天日干しスペースです。キクラゲは、真っ暗な場所で作るとビタミン D がゼロになってしまいます。 ビーガンという方々は極端な生活をされています。そのため多くの方がカルシウム不足で骨粗しょう症を患っています。菌類は本来、ビタミン D がかなり多いのですが、紫外線が当たらないと生成されないもので、外での天日干しは必須です。ウマミユナイテッドとの契約上でも必要なので、空きスペースを天日干し作業に利用します。 2-4 の単収については、2 割以上減少しません。そもそも 1 kg に対して 800 g しか取れないと言われているのが一般的な数字ですが、9 割以上は取れる見込みです。過去にも収量が減るといったことはありません。 続いて 3-1 ですが、栽培を行う上で太陽光パネルの設置面積が重要であるということを示しています。 3-2 は、何故 2 列にしないのかという質問ですが、2 列にすることでトンネルマルチは増えますが、栽培できる面積は結局のところ変わりません。わざわざ 2 列作ってホースやマルチの費用だけが倍になるのは無駄です。1 列で十分効率的にできるので、ぜひ栽培させていただきたいと思います。 3-3 の妥当な畝数については、太陽光パネルの列は私にとってビニールハウスのようなものなので、必要な数だけ作るというのが我々の手法です。太陽光パネルが 5 列であれば 5 本の畝、5 列なのに 7 本という考え方は持っていません。 3-4 の菌床数は、先ほどの 3-1 の質問と重複するので割愛させていただきます。 3-5 の菌床の設置間隔は、撮影用に少し多めに並べたものもありますが、基本的には 1m 以上空けています。水撒きを始める時期は間隔を詰めて行わないとキクラゲが育たないのですが、原基が出てくるとどんどん間延びをさせていきます。 例えば、*** は 23 列ほどありますが、並べ初めは、わざと並べない列を作ります。原基が出てきたらその列に置いて、そこから間延びをしていき、最終的には 1m 間隔くらいまで広げていくといった栽培方法です。特に、原基が出るまでの水撒きを多く行う時期は間を詰
-----	--

申請者	めておき、成長に応じて間隔を広げていきます。 3-6 の土地利用計画図は、太陽光パネルの幅をもとに菌床の個数を算出していることを明確にする計算式です。それを合算すると 214 個になります。 3-7 の平面図ですが、2 列にする合理性がないと判断していますので、1 列のまま提出しております。 3-8 は、雑草を防風林としている写真がないということですが、***の圃場の写真が春先のもので草がまだ生え揃ってなかったものの、今はもう生えてきています。 私にとっては雑草というより防風林的な意味合いを持っているので根絶やしにするつもりはありません。ただ、防草シートを敷くというのであれば考慮しますが、基本的に草刈りの方が早い気がします。 4-1 のキクラゲの写真について、収穫の都合上、一か所に集めた写真を使ったので、栽培中の写真ではないということです。 4-2 の計画平面図は別紙のとおりです。 4-3 の営農への影響見込み書に関しては、修正済みです。 農業機材は、スマート農業をされている方にはネット上で水を管理するというのは珍しくないもので、センサー上で湿度・温度管理し、必要であれば自動で動きます。実際、今日であれば***のものは午前 11 時くらいから自動で水を撒いています。 基本的なチェックで温度を上げたり下げたりという場合でも連動しますし、定期的に水も撒きますので、水の管理は難しい状況ではなくなっています。現地の状況もセンサーなど使っていますので、温度の上下も分かります。 みなさん太陽光パネルの下は温度が上がると思われていますが、実は太陽光パネルは熱を吸収しているので、パネルの下は熱の大きな差がなく平準化しています。朝の放射冷却も少ないので、真冬には意外と暖かかったりします。よって、激しい気温差が生じにくい環境でもあるので、そういったところをうまく使いながらやっています。 4-4 の***との契約書についてですが、契約時に非開示ということで契約しているため、資料は出せないのご理解ください。 4-5 の天日干しの件について、キクラゲはすべてスライスしますので、天日干し 3~4 時間ほどで乾きます。天日干しを行うのが必須条件ですので、晴れた日に収穫し、防草シートを敷いた上にスライスしたものをばらまいて乾燥させます。 なお、虫や石が入っても問題ないという買い取り条件でやっています。オペレーションコストという、業務によって生じる細かな作業負担が省かれている契約です。 石附は強めに削り、木片の混入だけは避けて出荷しています。 24 ページは、5 年前に作った私の会社の発電所の航空写真です。今は、***が一番新しいものです。 最後のページは***の活動です。***というものを作り、植物性の代替卵を味で差別化して、富裕層のビーガンの方々に販売し
-----	--

申請者	ているメーカーです。 ほかに何かご質問があれば、追加でご説明します。
委 員	認定農業者として経営して、その経営改善計画の中でキクラゲを栽培すると思うのですが、計画にはソーラーシェアリングの具体的な内容が記載されていないのはなぜですか。
申請者	私自身がソーラーシェアリングを行うということはきちんと明記していますし、計画にも入っています。
委 員	ソーラーシェアリングでの経営は現状として問題点があると書かれているだけで目標には書かれてないのではないですか。経営の役割分担、スマート農業化、販路拡大しか目標に書かれてないから具体的な内容がここから伝わらない。ただ、当然、目標に書いてあるシラオイハウスを建てて経営の合理化をするのだなと解釈しています。
申請者	計画については変更認定申請で対応するものだと思います。計画に変更があれば変更認定申請をしてくださいと言われているので、いずれはしなければいけないと思っています。 私はまだ改善計画の遂行中で、目標は2026年ですが、融資が受けられるのであれば別の施設面でもやってみたい。ただ、現時点では、計画にも書いているように私はソーラーシェアリングによる栽培を行っている企業です。ソーラーシェアリングは計画に入っていますし、設備農業をやりたいということも2026年の目標に入れてはいますが、現実にはそのための資金はまだ借りられていません。
委 員	図面にある太陽光パネルの支柱の高さは1.4mで外側は1.6～1.7くらいだと思いますが、写真はかなり違うように見える。例えば、9ページの***圃場の写真はかなり余裕があって、パネルの下に人が入り込めていると思います。 1.4mの高さでは作業がしにくいのではないかと。屈んで背を低くしての作業はないと言われたが、頭をぶつける可能性があると思います。
申請者	ヘルメットをかぶって作業をしています。何より、キクラゲがきちんと育つことが最優先です。
委 員	全体で約2,500㎡の農地でのキクラゲ栽培ですが、売り上げとしてはどれくらいになりますか。
申請者	8～12万の間くらいだと思います。

委 員	そんな額でも経営をしようと思ったのですか。
申請者	営農型太陽光発電所なので、発電事業者に対しては売電収入の何割かをいただきたいという話をしました。
委 員	売電収入の何割かは貰えるということですね。
申請者	はい。いただくことで話が進みました。
委 員	太陽光パネルの代わりに、寒冷紗で遮光するといったことはできますか。
申請者	できます。
委 員	キクラゲの場合、ある程度遮光すれば、どのような状況でも栽培できるということですか。
申請者	光の量ではなく、光の刺激がどのような形で当たるかというもので、***大学が主となって学術研究を行っています。
委 員	太陽光パネルは完全な遮光ですか。
申請者	完全な遮光ではありません。パネルの規格によって違います。 また、太陽光のパネルは遮熱効果があり、パネルの下は熱が下がります。それから、パネルの溝から光が入ってくるのですが、その光は太陽が動くとも動きます。そういった光の揺らめきというのが、家畜のストレス軽減になるという研究もあります。
委 員	キクラゲにもある程度のメリットがありますか。
申請者	もちろんです。シイタケ栽培をしている方も、この光の揺らめきの重要性は分かっておられます。
委 員	経営改善計画はできるだけ早く変更していただき、加東市の圃場も計画に加えていただきたいと思います。
申請者	はい。補助金の対象となるものは優先して入れる必要があると聞いているので、そこは計画の中に入れていきますが、今回の件は補助金を一切もらっていないので、よく検討しながら申請します。

委 員	経営改善計画における経営者ないし構成員の所得目標は、どこの自治体の値が適用されるのかわかりませんが、5百万円で間違いないですか。
申請者	***市ではなく***県だったと思うので、580万円だと思います。本店所在地の自治体の水準が基準値になります。 この計画を米栽培の認定農家として続けていくのは非常につらい部分があり、計画が立てられません。米だけでこの収益を上げるには外注をどれだけ入れないといけないのかという話になります。農業は部分農業が認められているので収穫の代行も農業になるからです。ただ、一人頭580万円を目標にするがために、5年後の計画の更新ができないという人は多いと思います。
委 員	計画を立てる際には、収益が上がるという収支計画を出したということですか。兵庫県には認定農業者の方で、30から50ha経営される方もたくさんいますが。
申請者	私の田舎は***県の***というところで、***市の圃場がそこにあります。 山田錦の話がありましたが、私の親族も***で酒米を作っていますが、認定農業者の更新はできません。米では難しいと思います。できたとしても、外注をいかに入れるかという話で、実際、今回私たちは***の農業法人と協力し、彼らと一緒に栽培を行います。 3年前に比べると、生キクラゲの価格は半額になり、***のように継続買い取りを約束してくれる企業の方が確実にビジネスとして安定します。 私が3年前にこの契約が取れていたならば、これをメインとした計画にしたと思います。ビジネス、時代、時間は常に変化していますので、状況は計画申請時から若干変わってきています。 要件を満たしていないというものがあれば、ご指摘ください。
委 員	最後に一点確認させてください。使用貸借契約の期間が21年間となっていますがなぜですか。
申請者	本当は今年7月から20年間やりたかったのですが、今年はできなかったからです。3条使用貸借権の設定に関しては、地権者から永年やってほしいという要望がありましたが、一応期間を定めないといけないので、行政書士や地権者との話し合いの結果、21年という年数になりました。
委 員	ありがとうございます。

議 長	他にありませんか。
各委員	～質問なし～
議 長	それでは、***様、***様、本日はありがとうございました。 。この後、採決をさせていただきますので、ご退出ください。
申請者	～申請者退出・Web会議終了～
議 長	ただいまから、審議を行います。何か意見はありませんか。
各委員	～意見なし～
議 長	意見がないようですので、採決いたします。 第19号議案「営農型発電設備の設置に係る許可について」は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
各委員	～全員挙手～
議 長	はい、全員挙手にて、第19号議案については、原案のとおり承認することに決定しました。 なお、3番については、許可相当という意見を付けて、県知事に送付します。 続きまして、第20号議案「農地法第3条の規定による許可について」を議題とします。議案の朗読をお願いします。
事務局	～第 20 号議案を朗読～
議 長	続いて内容の説明をお願いします。
事務局	番号 1 は、資料 P1 に位置図を付けています。 申請地は、譲受人の耕作地の隣接地で、圃場整備後、譲渡人との口約束で一体利用してきましたが、この度、譲り受けることになり、申請されました。譲受人は、必要な農業機械を所有しており、農地を適正に管理されています。 番号 2 は、資料 P3 に申請地位置図及び譲受人耕作地位置図を付けております。 譲渡人は高齢になり、また、遠方に住んでいて耕作できないため、地元農家に管理を頼んできましたが、この際、その方に売却することで話がまとまったので申請されました。譲受人は必要な農業機械を所有されていて、農地を適正に管理されています。 番号 3 は P4 に申請地位置図を付けております。 譲渡人は、農地を相続されましたが自分で耕作できず、また農業後

	継者もないため困って親族に相談したところ、甥にあたる譲受人が耕作することになり、申請されました。譲受人は農業は初めてですが、家族で自家用の野菜を栽培するということです。 番号 4 は、資料 P5 に申請地位置図及び譲受人耕作地位置図を付けております。 譲受人は、農地を相続されましたが遠方に住んでおり耕作できないため、譲受人と利用権設定して耕作を頼んでいましたが、今後も自分で耕作する見込みがないので譲受人に買い取ってもらうことになり申請されました。なお、利用権は一旦、解約されています。 以上、4 件の申請については、農地法第 3 条第 2 項各号に規定する不許可の場合には該当せず、承認の要件を満たすものと考えます。 以上で、第 20 号議案の説明とさせていただきます。
議 長	内容の説明が終わりました。ただいまから審議を行いますが、何か意見はありませんか。
各委員	～意見なし～
議 長	意見がないようですので、採決いたします。 第 20 号議案「農地法第 3 条の規定による許可について」は、原案のとおり許可相当という意見を付けて、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。
各委員	～全員挙手～
議 長	はい、全員挙手にて原案のとおり承認することに決定しました。 続きまして、第 21 号議案「農地法第 5 条の規定による許可について」を議題とします。議案の朗読をお願いします。
事務局	～第 21 号議案を朗読～
議 長	この件に関しまして、現地調査をお願いしておりますので、現地調査委員からの報告をお願いします。
現地調査委員	農地法第 5 条の現地調査の結果を報告します。 第 21 号議案 番号 1 の***は、***公民館の東約 30m にあり、現場は畑でありました。 以上、報告終わります。
議 長	続いて、内容説明をお願いします。
事務局	番号 1 は資料 P6 に申請地位置図、P7 に現況写真を付けています。申請人は、親と同居していますが、家族が増えて手狭になったの

	で、家の隣の父の畑を借りて住宅を建てたいと申請されました。 尚、申請地の一部は、昭和 49 年頃に倉庫を建てて無断転用されていたため、倉庫を撤去し、始末書を添付されています。申請地は、農業振興地域の農用地外で、土地改良区は決済済みです。 この転用申請につきましては、農地法第 5 条第 2 項各号に規定する不許可の場合には該当せず、承認の要件を満たすものと考えます。 以上で、第 21 号議案の説明とさせていただきます。
議 長	内容の説明が終わりました。ただいまから審議を行いますが、何か意見はありませんか。
各委員	～意見なし～
議 長	意見がないようですので、採決いたします。 第 21 号議案「農地法第 5 条の規定による許可について」は、原案のとおり許可相当という意見を付けて県知事に送付することに賛成の方は、挙手をお願いします。
各委員	～全員挙手～
議 長	はい、全員挙手にて、第21号議案については、本案を許可相当という意見を付けて、県知事に送付します。 続きまして、第22号議案「非農地証明願いの承認について」を議題とします。議案の朗読をお願いします。
事務局	～第22号議案を朗読～
議 長	この件に関しまして、現地調査をお願いしておりますので、現地調査委員からの報告をお願いします。
現地調査委員	非農地の現地調査の結果を報告します。 第22号議案 番号1の***は、***の北東約180mにあり、現場は山林でありました。 続きまして、番号2の***は、***の南西約400mにあり、現場は、山林でありました。 以上、報告終わります。
議 長	続いて、内容の説明をお願いします。
事務局	番号 1 は、資料 P1 に位置図、P2 に現況写真を付けています。 申請地は、約 60 年以上前から山林化しており、このたび農地法第

	3 条申請をされるにあたり、申請地の地目が農地であると判ったので、登記と現況を合わせるため非農地証明を申請されました。申請地は農業振興地域の農用地外で、土地改良区は区域外です。 番号 2 は、資料 P8 に位置図、P9 に現況写真を付けております。 申請地は約 40 年以上前から山林化しており、相続された申請者が土地を売却するにあたり、登記地目と現況を合わせるため非農地証明を申請されました。申請地は、農業振興地域の農用地外で、土地改良区は決済済みです。 以上 2 件の申請地については、農地法第 2 条に規定する農地には該当せず、非農地の要件を満たすものと考えます。 以上で、第 22 号議案の説明とさせていただきます。
議 長	内容の説明が終わりました。ただいまから審議を行いますが、何か意見はありませんか。
各委員	～意見なし～
議 長	意見がないようですので、採決いたします。 第 22 号議案「非農地証明願いの承認について」は、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。
各委員	～全員挙手～
議 長	はい、全員挙手にて、第22号議案については、原案のとおり承認することに決定しました。 続きまして、第23号議案「加東農業振興地域整備計画の変更（一般管理）に対する意見について」を議題とします。議案の朗読をお願いします。
事務局	～第23号議案を朗読～
議 長	それでは、内容説明をお願いします。
農政課職員	加東農業振興地域整備計画の変更についてお伝えさせていただきます。よろしくをお願いします。 資料の P10 をお開きください。 今回、農業振興地域整備計画の変更につきまして、農振除外 4 件の申し出ありましたのでお知らせさせていただきます。 こちらの説明の前に、追加で説明事項があるため、そちらから先に説明をさせていただきます。 P10 の関係諸法令による指定状況及び許認可の見込みと書かれている欄をご覧ください。その中に農地法という欄があります。農地法の中の許可相当の見込みと書かれた欄について、今回、こちらの欄に許

可相当と記載されていますが、以前の農業委員会ではこの許可相当を空欄にすべきではないかという意見があり、前回までは空欄にしていたのですが、今回からは許可相当と記載させていただいております。

理由として、農地転用許可の見込みについては、例えば、甲種農地は原則転用ができないのですが、例外として定められた法律の中であれば、転用が可能であるといったように法律に基づいた許可相当の見込みということで記載させていただいております。

農業委員会で頂いた意見とは全く別物なので、ご了承ください。

P10 の 1 件目から説明をさせていただきます。

土地の所在は、***、面積は 618 m²。公簿地目、現況地目ともに田です。

所有者は、***さんという方で事業者でもあります。

効率的かつ安定的な農業経営を営む者の利用集積は該当なしです。

土地改良実施状況につきましては、昭和 61 年に圃場整備が完了しております。

それでは、事業概要を説明させていただきます。

今回は、露天駐車場として利用されます。

実施する理由として、所有者は***で、自動車整備業及び中古自動車販売業を営んでいます。現在、事業周辺の土地を利用して、整備用車や代車等を駐車していますが、一部は借地であり、その土地の所有者から土地の返還を求められているため、代替性が早急に必要であるということです。

そこで、整備用車や代車等を駐車するために、返還する土地と面積約 600 m²について、車両の盗難防止や作業の効率性の観点から、事業所を中心に半径 100m の範囲で用地選定を行ったが、農用地以外に条件に合致する土地がないため、当該申出地の除外を申し出ることです。

実施する時期については、農地法第 4 条に基づく許可後すぐとなっています。

法律関係ですが、農地法につきまして、除外後の農地区分は第 2 種農地となっていて、農地転用許可の見込みは許可相当となっています。

都市計画法につきまして、こちら市街化調整区域になりますが、露天駐車場のため開発許可は不要とのことです。

その他の法令として、宅地造成等規制法に入っています。

その他の参考となる事項は、多面的機能支払制度については、交付がありますが、中山間地域等直接支払制度と環境保全型農業直接支払制度について、交付はございません。

次に、P11, 12 をお開きください。

こちらの内容は P13 の地図と併せて説明をさせていただきます。

それでは、P13 をお開きください。

赤で囲まれた部分が申出地となります。紫色の部分が事業所と既存の駐車場になっていて、緑色が返還する土地になっています。

P20 をご覧ください。

位置図を付けています。紫色の部分が、現在の滝野中学校の敷地となっています。緑色の線の部分が、小中一貫校の事業敷地となっています。赤色で囲まれた部分が、今回の申出地となっています。

続いて、P21 をご覧ください。

こちらは、滝野地域の全体の位置図を付けています。

青色の線部分が、滝野中学校校区の境界線となっています。

滝野地域小中一貫校なので、中学校校区までの用地の選定を行っています。

具体的な選定方法として、今回の事業敷地が約 6 ヘクタールになるので、1 番から 4 番の土地を選定しています。その他の土地については、面積が足りないところや開発ができないところなどで、用地の選定ができなかったと判断しています。

P23, 24 について、P23 に求積図、P24 航空写真をそれぞれ付けております。

P33 をご覧ください。

こちらには、具体的な計画図を付けております。赤色で囲っている部分が除外の申出地となっています。

こちらは、滝野小中一貫校内の配置図となっています。

P34 をご覧ください。

こちらには、農業用用水路（パイプライン埋設）の図を付けています。

青色の線が現在のパイプラインの状況となっています。

バツがついているところは転用でなくなってしまうので、赤い矢印で新たに用水路を付けています。

このようにすることで、パイプラインの流れが乱れることなく、農業への支障が生じないと判断しました。

続いて、P35 をご覧ください。

こちらでは、排水路の図面を付けています。

図面の内容説明は、P34 と同様になります。

続いて、P36, 37 をご覧ください。

こちらは、既存校舎棟の平面図を付けています。

地図の場所は現在の滝野中学校です。

P38～41 については、新たに新設する校舎の図面になっています。

こちらは、滝野の小学生が使う校舎の平面図となっています。

続いて、P42 は、現在ある技術校舎の平面図になっています。

続いて、P43 は、屋内運動場と体育館の平面図を付けています。

続いて、P44 は、アフタースクールの図面を付けております。

続いて、P45～47 については、現況写真を付けています。

それでは、P48 をお開きください。3 件目になります。

土地の所在は、***、面積は 54 m²、公簿地目は山林、現況地目は畑となっています。

所有者は***さんで、事業者本人となっています。

担い手の利用集積は該当ありません。

土地改良事業についても該当ありません。

事業概要を説明させていただきます。

施設等の概要は、進入路、露天駐車場となっています。

実施する理由について、事業者は現在、申出地横の***にて大正時代に建てた住宅で1人で生活をしています。このたび、娘夫婦と孫と同居することになりましたが、建物の老朽化に伴い、自宅を建て替える必要があります。しかし、建物に接道した道路がないため、建て替えができない状況で、本人と娘夫婦の車3台分の駐車場も必要です。

そこで、進入路及び車3台分の駐車場について、自宅に隣接した土地で用地選定を行ったが、農用地以外に条件に合致する用地がないため、当該申出地の除外を申し出ることです。

実施する時期については、農地法第4条に基づく許可後すぐを予定しています。

法律の関係で、農地法の中にあります除外後の農地区分は第2種農地となっています。

農地転用許可の見込みは許可相当になっています。

都市計画法は、非線引き都市計画区域、開発許可の見込みは許可不要となっています。

その他参考となる事項については、多面的機能支払制度、中山間地域等直接支払制度、環境保全型農業直接支払制度はすべて該当ありません。

P51をご覧ください。

こちらには、位置図を付けています。

紫色の部分が現在、自宅があるところで、建て替えを検討されています。

申出地は進入路とすることで接道を渡す形になっています。

P52に計画図を付けております。赤枠で囲っている部分が申出地となっています。

P53には、現況写真を付けています。

最後に、P54の4件目の説明をさせていただきます。

土地の所在は、***、***、***、で面積は合わせて97.42㎡となっています。

公簿地目は***は雑種地、***、***は田になっています。現況地目はともに宅地です。

所有者は***さんで、今回の事業者です。

担い手利用集積はありません。

土地改良事業は***は昭和55年に圃場事業が完成しています。

事業概要を説明させていただきます。

施設等の概要は、物置、庭となっています。

実施する理由について、事業者は現在、***に住んでいて、兄が死亡後、申出地を含む土地を相続しました。申出地横の***の住宅は、空き家となっていて、これまで申出者が管理をしていました。

	この度、大阪府在住の方が上記の住宅を購入することになり、申出地を物置及び庭として、住宅と一体的に利用するため、当該申出地の除外を申し出るとのことです。 なお、申出地にある物置については、申出者の祖父が農機具等を収納するために、農振法施行以前である昭和 40 年ごろに建築したものです。 実施する時期については、農地法第 4 条に基づく許可後すぐを予定しています。 法律関係で、農地法の除外後の農地区分は、第 2 種農地です。 農地転用許可の見込みは許可相当となっています。 都市計画法については、非線引き都市計画区域ということで開発許可の見込みは許可不要です。 多面的機能支払制度、中山間地域等直接支払制度、環境保全型農業直接支払制度はすべて該当ありません。 P57 をご覧ください。 こちらには、位置図を付けております。 紫の部分が、現在ある空き家となっていて、北側にある 3 件の土地が今回の申出地となっています。 P58 の計画図をご覧ください。 赤色の部分が、今回の除外申出地となっています。***と***にかかっている状態で物置が設置されているという状況です。 最後に、P59 には現況写真を付けています。 説明は以上です。
議 長	内容説明は終わりました。ただいまから審議を行いますが、何かご意見はございませんか。
各委員	～意見なし～
議 長	意見がないようですので、採決いたします。 第 23 号議案「加東農業振興地域整備計画の変更（一般管理）に対する意見について」は、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。
各委員	～全員挙手～
議 長	はい、ありがとうございました。全員挙手にて、第 23 号議案については、原案のとおり承認することに決定しました。 続きまして、第 24 号議案「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。議案の朗読をお願いします。
事務局	～第24号議案を朗読～

議 長	続いて、内容の説明をお願いします。
事務局	P8の1番は、賃貸借権の新規設定で、2番は、賃貸借権の更新です。今月はこの2件のみです。P7の集計表をご覧ください。 賃貸借による利用権が2件、5筆、6,125㎡に設定され、7月31日に公告される予定です。 以上で、第24号議案の説明とさせていただきます。
議 長	内容の説明が終わりました。ただいまから審議を行います。何かご意見はありませんか。
各委員	～意見なし～
議 長	意見がないようですので、採決いたします。 第24号議案「農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。
各委員	～全員挙手～
議 長	はい、全員挙手にて、第24号議案については、原案のとおり承認することに決定しました。 続きまして、報告事項に入ります。 報告第6号「市街化区域内の農地法第4条の届出について」事務局より朗読をお願いします。
事務局	～報告第6号を朗読～
議 長	続いて、内容の説明をお願いします。
事務局	資料P60に位置図を付けております。 農地を貸露天駐車場にする届出を受理しました。添付書類等は完備していましたので、専決処理により、7月5日付で受理通知書を交付しました。 以上で、報告第6号の説明といたします。
議 長	内容の説明が終わりました。届出書等については完備されておりますので、報告書のとおり専決処分の報告とします。 続いて、報告第7号「市街化区域内の農地法第5条の届出について」を事務局より朗読をお願いします。
事務局	～報告第7号を朗読～
議 長	続いて、内容説明をお願いします。

事務局	資料 P61 に位置図を付けております。 農地を分譲住宅用地にする届出を受理しました。添付書類等は完備していましたので、専決処理により、6 月 29 日付で受理通知書を交付しました。 以上で、報告第 7 号の説明といたします。
議 長	続いて、報告第 8 号「農地の貸借の合意規約通知について」を事務局より朗読をお願いします。
事務局	～報告第 8 号を朗読～
議 長	続いて、内容の説明をお願いします。
事務局	1 番は、双方合意により無条件で利用権の使用貸借を解約し、解約後は第 20 号議案の 4 番で許可いただいたとおり借人が購入されます。 以上、報告第 8 号の説明といたします。
議 長	内容説明は終わりました。届出書等については完備されておりますので、報告書のとおり専決処分の報告といたします。 以上で本日の議案は、全て終了いたしました。慎重に審議を賜り、ありがとうございました。次に「その他」に入ります。事務局からの提案があれば、説明をお願いします。
事務局	事務局から何点かご連絡をさせていただきます。 農地パトロールの調査結果をお配りさせていただいています。 暑い中、ありがとうございました。 それぞれの状況によって様式を送らせていただくということで、様式 1 は農地転用の完了報告です。 様式 2 は、出来上がってない、または着工してないところに対して、現状どうなっているか報告していただくものです。 様式 3 は、無断転用や、放棄地で草が生い茂っている状態であれば、問題を解決していただくよう指導文書を送付させていただきます。 また、山林化してしまって、農地に戻すことができないような状態であれば、非農地にしてはどうかと提案させていただく文書を送る予定としています。 それから、今年も秋の収穫が終わった 10～11 月ごろに、遊休農地のパトロールをさせていただく予定です。 9 月ごろから、パトロールに向けて下調べを進めるために、位置図などを改めて送らせていただきますので、よろしくお願いします。

	あと、滝野にぎわいプラザで第４日曜日に朝市を開催しており、朝８時３０分から１１時くらいまで農作物を売りませんかということで、チラシを配布しています。お客さんは多いのですが、出店者が少ないということで興味ある方はぜひ、ご参加ください。 それから、毎月のことですが、活動記録カードもよろしくお願いいたしますします。 事務局からは、以上です。
議 長	説明が終わりました。何かご質問等はありませんか。
各委員	～質問なし～
議 長	本日はありがとうございました。 これをもちまして、令和５年度第４回総会７月定例会を閉会いたします。

会議のてん末を記して、相違ないことを認め、署名をいたします。

議 長 國井 久明

議事録署名委員 柴崎 彰孝

議事録署名委員 大橋 徹